

大熊町文化財保存活用地域計画策定支援業務

質問回答書

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	1	1	文化庁への認定申請の前に、パブリックコメントは想定していますか。想定している場合、実施にかかる期間はどの程度見積もればよいでしょうか。	地域計画素案に対するパブリックコメントに類するプロセスは実施する予定です。手法は想定しておりませんが、仮にパブリックコメントを行う場合は、令和7年1月以降に募集期間1か月程度で実施する想定をしております。
3	実施要領	2	3 (1) ⑨	「業務を受託・完了」とは、受託かつ完了していることが条件ですか。(業務実績で3か年契約のものがあり「受託」はしているものの、「完了」はしていないものがあります。)	受託かつ完了していることが十分条件ではありませんが、例えば単年度分の実績報告を行った書類が、本業務に相当する実績と判断できる可能性はあります。
4	実施要領	4	6 (3) ③	業務実績を満たすことを証する写しは、契約書の写しで良いでしょうか。	業務実績の証ひょうは、受託・完了を示すものであるため、受託については契約書の写し、完了については完了報告書等の写しをそれぞれの証ひょうとしてご提出願います。
7	仕様書	1・2	5 (1)	素案作成に係り、「発注者は原案の提供を行い」と記載されている章立て以外は受注者による執筆となるという認識でよろしいでしょうか。また、想定されている図面の数量はどの程度でしょうか。	ご認識どおり仕様書(1)②及び③は、一般的に公表されている情報及び発注者が提供する資料を元に、受注者により原案を作成いただきます。また、発注者として図表等の数量は定めておらず、受注者より過去の実績を元にご提案いただくこととなります。
8	仕様書	3	5 (2)	周知イベントに有識者を招致する場合、会場手配や有識者への謝礼や旅費の費用は発注者と受注者のどちらが負担することになりますでしょうか。	周知イベント等に伴う講師への謝礼・旅費及び会場利用料等は発注者が負担しますが、予算上の上限があるため、受注者と協議の上でその詳細は決定します。
5	仕様書	2	5 (3)	「大熊町に関わるあらゆる人びとを対象に、課題や今後の展望を把握するため、周知イベント等(ワークショップ・フォーラム等)を2回以上行う。」とありますが、震災前に大熊町に居住していた町民の現住所に対してアンケート等配布することは可能でしょうか。	避難先で暮らす町民の現在お住まいの住所へ調査票を配布することは可能です。ただし、個人情報を扱うため、その調査票の作成、配布、回収業務および予算負担は発注者が担いますので、その実施時期や回数等には制限があります。
6	仕様書	3	5 (3)	調査の対象者は無作為の市民でしょうか。また、その件数はどの程度を想定していますでしょうか。	調査対象者は無作為ではなく、意図をもった設定を行います。その件数は、アンケート等の定量調査により母集団に全町民が必要となれば9,936人・3,991世帯(令和6年2月29日現在)が最大となりますが、その調査票の作成、配布、回収業務および予算負担は発注者が担いますので、その数量には制限があります。一方で、ヒアリング等の定性調査によるものは、真に効果的であれば数名でも可となる可能性があります。

大熊町文化財保存活用地域計画策定支援業務

質問回答書

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
9	仕様書	3	5 (4)	2～3回開催予定の各協議会の開催時期及び審議内容をご教示ください。また、各協議会で提示する章立てに想定はございますでしょうか。また、資料の印刷はコピー機打ち出しでよろしいでしょうか。	協議会の実施時期及び審議内容は以下を最多で想定しています。 8・9月：計画策定の予定及び進捗 10～12月：計画素案の骨子 1・2月：計画素案 協議会で審議する項目は、素案策定の進捗に応じて決定いたします。 また、資料印刷方法に指定はありませんが、カラーA4判もしくはA3判による印刷とします。
10	仕様書	3	5 (5)	打合せ協議は、リモート対応は可能でしょうか。また、出席者に指定はございますでしょうか。	本業務の遂行には、現在の大熊町への理解を深めていただくことが重要と考えておりますので、着手時、中間時3回、完了時の計5回の打合せ協議は大熊町での実施を想定しておりますが、必ずしも必須ではなく、仕様書上はリモートでの対応も可能です。 業務の遂行に必要な実績を有する方の出席を想定しておりますが、指定を行うものではございません。
11	実施要領	5	7 (3) ①	「様式任意。但し、日本工業規格A4判、10枚までとする。」とありますが「A4判10枚の両面を使用可能(A4,20ページ分)」ということでしょうか。	A4判片面で10枚を上限とします。
12	仕様書	5	7 (3) ③	その他企画提案を説明するのに必要な書類について、枚数制限はありますか。	あくまで「①企画提案書及び工程表」を補足する必要がある場合、ご用意いただくものであるため、枚数制限は設けていませんが、必要最低限の枚数でお願いいたします。また、著しく有利な情報と判断した場合は審査委員会への情報共有を行わない場合があります。
13	実施要領	6	8 (1)	「6.業務概要(1)文化財保存活用地域計画素案の作成⑤」とありますが、正しくは、「5.業務概要(1)素案の作成⑦関連文化財群に関する事項」のことで良いでしょうか。	ご認識のとおり、誤記となります。 実施要領6p上から5段目「6.業務概要(1)文化財保存活用地域計画素案の作成⑤」を「5.業務概要(1)地域計画素案の作成⑦関連文化財群に関する事項」として、ここで訂正いたします。
14	実施要領	6	8	企画提案書の内容は、業務実績における関連文化財群についてこれまでどのような提案を行ってきたかをA4で1～2枚にまとめるということでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	実施要領	6	8	(2) 業務計画書は、任意様式でよろしいでしょうか。また、企画提案書とは別途作成であり、プレゼンテーション時には使用しないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり様式は任意です。ただ、実施要領8(1)(2)の内容をA4判片面で10枚上限で作成いただき、プレゼンテーションを行っていただきます。したがって、実施要領8(2)業務計画書の内容はプレゼンテーションに使用いたします。

大熊町文化財保存活用地域計画策定支援業務

質問回答書

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
2	実施要領	8	10 (1)	審査員の構成(所属、役職など)を教えてくださいませんか。	審査委員の構成は、審査結果の通知日以降まで公表いたしません。